

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2022年（令和4年）February 2月号

令和3年の送検状況について



初春

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
令和3年の送検状況について.....	2
鹿児島県の最低賃金.....	3
小学校休業等対応助成金について.....	4
石綿の有無の事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の義務になります.....	5～6
災害に学ぶ ～スレート屋根葺き中の墜落事故～.....	7
令和5年3月新規大学等卒業予定者の 就職・採用活動スケジュールについて.....	8
令和3年12月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況.....	9

はじめてみませんか？ 労働保険料の納付は口座振替が便利です！.....	10～11
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内.....	12
外国人労働者の労働災害が増加しています 外国人在留支援センター安全衛生班.....	13～14
さんぽセンター （鹿児島産業保健総合支援センター）からのご案内.....	15
令和4年度 労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内（学科）.....	16
令和4年度技能講習・安全衛生教育等実施計画について.....	17
令和4年3月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

毎年のことだが、一年で最も落ち着かない時期になった。4月から3月までの年度で仕事をする人は皆同じだと思うが、3月には仕事に区切りをつけないといけないからである。甘いと言われそうだが、努力せずに要領よくテキパキと仕事ができる人になりたいと思う。◆友人から仕事のやり方を聞いたことがある。彼はポジティブな性格で、特別なことではないと言いながら、①帰宅前にやるべき仕事と優先順位を書き出す ②家では仕事のことは忘れて酒でも飲んで早く寝る（ストレス発散） ③翌日

の朝一から優先順位に沿って取りかかる（あれこれ考えず、まず手をつけ、疲れのない午前中は可能な限り邪魔が入らないようにする） ④終わった仕事は消し込んでいく ⑤これを毎日繰り返し、書き出した仕事ができなかった日は原因と改善策を考える…などと話していた。◆部下にもこの方法を勧め、特に若い社員の仕事が進んでいない時には相談に乗り、パワハラに注意しながら指導しているらしい。◆コロナ禍の影響により、多様で柔軟な働き方への関心が高まっているが、自分自身の仕事の進め方にも目を向けて、試行錯誤しながらも、この年度末を何とか乗り切りたいと思う。

令和3年の送検状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、令和3年中に下記のとおり、労働基準関連法違反被疑事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。

No.	業 種	概 要	送検署	送検年月
1	建設業	労働基準監督官に虚偽の陳述	加治木署	令和3年1月
2	清掃業	清掃中の機械の運転停止措置の未実施	鹿児島署	令和3年1月
3	漁業	労災かくし	鹿屋署	令和3年2月
4	製造業	賃金不払	鹿屋署	令和3年3月
5	建設業	玉掛け業務の就業制限違反	鹿児島署	令和3年5月
6	農林業	チェーンソー業務に係る特別教育未実施	鹿屋署	令和3年9月
7	保健衛生業	労災かくし	鹿児島署	令和3年9月
8	建設業	労働基準監督官に虚偽の陳述	鹿児島署	令和3年9月
9	その他	労働基準監督官に虚偽の陳述	鹿児島署	令和3年9月
10	畜産業	機械の危険防止措置の未実施	鹿屋署	令和3年10月
11	農林業	伐木等機械運転の特別教育の未実施	鹿屋署	令和3年10月

【関連法別内訳】

- 最低賃金法違反被疑事件は **1件**（No. 4）で、**賃金不払の相談**を契機としています。
- 労働安全衛生法違反被疑事件は **10件**（上記1件以外全て）で、虚偽陳述や労災かくしが5件・無資格者の就労関係3件・危険防止に係るもの2件となっており、労働災害を防止するために必要な基本的事項が遵守されなかったことによる労働者の死亡など重篤な労働災害を契機としています。

鹿児島労働局では、労働条件の履行確保・労働災害の防止などを図る観点から、引き続き事業場に対する立入調査を実施していくとともに、重大・悪質な事案等に対しては積極的に送検手続きを行うなど、厳正に対処します。

【お問い合わせ先：  鹿児島労働局監督課 ☎099-223-8277】

治療と仕事の両立支援 オンライン地域セミナー

企業と医療機関、 それぞれから支える両立支援

主催：厚生労働省
後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所、独立行政法人労働者健康安全機構

参加
無料



九州・沖縄エリア

【開催日】令和4年2月24日(木) 14:30~16:00

お問い合わせはこちら

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局
E-mail: info@chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療 両立ナビ

検索



ひと、くらし、あいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

鹿児島県の最低賃金

みんなチェック！最低賃金。

地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	821円	令和3年 10月2日	鹿児島県内のすべての労働者 及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、 各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	842円	令和3年 12月17日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組立、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、縛り取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	872円	令和3年 12月16日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
百貨店、総合スーパー	821円	左記の最低賃金は、令和3年度は改正がありませんでした。 このため、令和3年10月2日から鹿児島県最低賃金821円以上の支払いが必要となります。	

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。

地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） | ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） |
| ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 | ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 |

最低賃金に関する
お問い合わせ先

鹿児島労働局資金室（電話）099-223-8278
鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175
鹿児島労働基準監督署（電話）0994-43-3385

川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

業務改善
助成金

中小企業・小規模事業者の皆さんへ 生産性向上に向けた取組を支援します

詳しくはこちら

業務改善助成金

検索

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター（☎03-6388-6155）又は
鹿児島労働局雇用環境・均等室（☎099-223-8239）又は
鹿児島働き方改革推進支援センター（鹿児島県社会保険労務士会内☎0120-221-255）

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

事業主・労働者の皆さまへ



鹿児島労働局雇用環境・均等室

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※1×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額※2あり）

休暇取得期間	日額上限額※2	申請期限※3
令和3年8月1日～10月31日	13,500円	令和3年12月27日（月） 必着
令和3年11月1日～12月31日	13,500円	令和4年2月28日（月） 必着
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年3月：9,000円	令和4年5月31日（火） 必着

※2 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和4年6月30日まで）です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。



⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」

事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。**

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

* 事業所単位ではなく**法人ごと**の申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

鹿児島労働局 雇用環境・均等室（099-222-8446）まで郵送をお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配達してください。（宅配便などは受付不可）



お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgBizID
（gBizプライムまたはgBiz
エントリー）が必要です。gBiz
IDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検 索



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

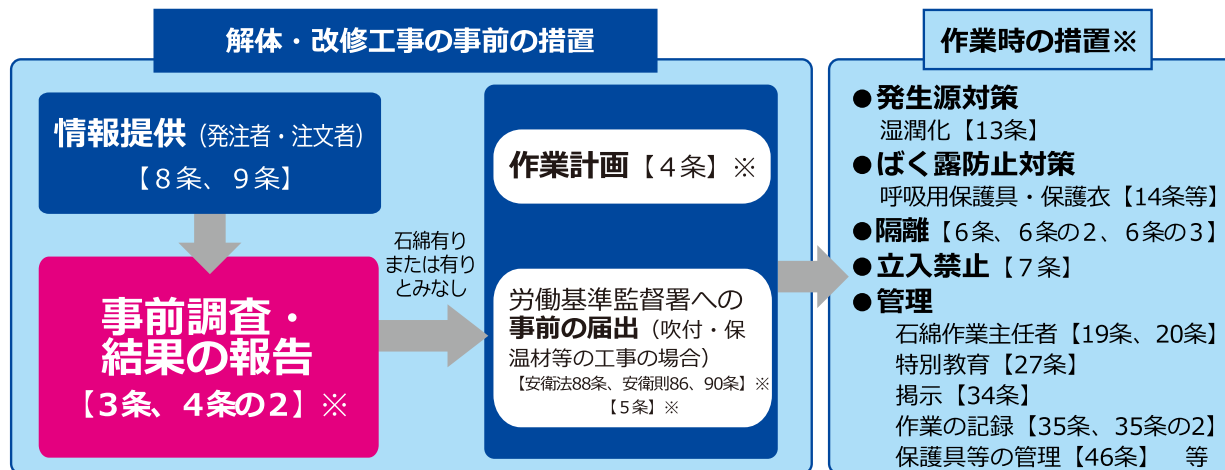
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



災害に学ぶ

スレート屋根葺き中の墜落事故

鹿児島労働局健康安全課

1. はじめに

建設業の労働災害で最も多い事故の型は墜落・転落災害で建設業の災害の約3割を占めています。

今回紹介する災害も墜落・転落災害の事例です。

2. 災害発生の概要

災害は、鉄骨平屋建ての車庫を解体して、同一敷地内に移築する工事現場で発生したものです。

被災者は一次下請けの72歳の鉄骨工の男性でした。

災害発生前日までに移設前の鉄骨の解体と移設場所の基礎の設置、鉄骨の組立てを終了していました。

災害発生当日、午前8時30分から被災者を含む一次下請けの労働者4名でスレート屋根を葺く作業を行っていました。

まず、解体した車庫の屋根に葺いていたスレート板を責任者が積載型トラッククレーン（通称ユニック車）で屋根部分の骨組みに載せる作業を行い、被災者その他の労働者2名でそれを、設置位置に運ぶ作業を行っていました。そして、もう一人の労働者がスレート板を鉄骨に仮止めする作業を行っていました。

スレート板は、西側から棟に向かって葺いていきました。

午前10時から15分間休憩を取った後、庇部分のスレートを葺く作業に取り掛かりました。

作業開始直後、被災者は棟に置いてあったスレート（縦2.12メートル、横0.94メートル、厚さ5ミリメートル、重さ約20キログラム）を抱えて梁の上を移動中、足を踏み外して4.8メートル下の基礎床掘り箇所へ墜落してしまいました。

被災者は、墜落直後すぐに病院に搬送されましたが、約1時間後に、ろっ骨の複雑骨折に起因する両側血気胸により死亡しました。

この現場では、鉄骨の組立作業に際して足場等は設置されていませんでした。

足場に代わる防網の設置や親綱を張り労働者にフルハーネス型墜落制止用器具等を使用させることも行われていませんでした。

また、スレートの踏み抜きを防止するための歩み板の設置も行われておらず、はしご等の屋根への昇降設備の設置もなく、被災者らは鉄骨の柱に溶接したC型チャンネル（水平材）を伝って昇降していました。

3. 災害発生原因

- 1 鉄骨の組立てやスレート葺きの作業において、その高さが2メートル以上となっているにもかかわらず、足場の設置をしなかったこと。

- 2 次にスレート葺きの作業において、棟の下、屋根・

梁及び鉄骨下地の下方に墜落防止用ネットを設置する、親綱を張り労働者にフルハーネス型墜落制止用器具等を使用させる等の墜落による危険防止措置が行われていなかったこと。

- 3 そして、スレート葺きの作業に際し、鉄骨下地等からの墜落やスレートの踏み抜きによる墜落の危険の防止及び昇降するための設備の設置など、具体的な墜落防止措置の計画を策定していなかったことが考えられます。

4. 再発防止対策

- 1 スレート葺きの作業において、有効な足場を設置できない場合は、棟の下方、屋根・梁及び鉄骨下地の下方に墜落防止用ネットを設置し、親綱を張り労働者にフルハーネス型墜落制止用器具等を使用させる等の墜落防止措置を確実に講じること。

- 2 また、スレート葺き作業に際しては、鉄骨下地等からの墜落やスレートの踏み抜きによる墜落防止措置や、屋根に昇降するための設備の設置など、具体的な墜落防止措置の計画を策定し、労働者に周知し遵守させること。

- 3 今回は高さが5メートル未満で鉄骨の組立等作業主任者の選任は必要ありませんでしたが、4.8メートルの高さから墜落しており、5メートルに近かったものであることから、法律の規定にかかわらず、積極的に作業主任者を選任して、作業に従事する労働者の墜落による危険の防止を検討しておくべきであったことが考えられます。

5. 最後に

今回の災害は、小規模な建築工事で発生したものです。が、小規模な工事においては、手すり先行工法などの安全な足場の設置が作業の性質上、困難なケースがあるかもしれません。

しかし、高所作業においては墜落による危険防止措置が基本であり、それが講じられていないと危険リスクを抱えながらの作業となることから、いつ同じような災害が発生してもおかしくありません。

高所での作業を伴う場合は、どのような工事であってもまずは足場の設置を検討することが重要です。

そして、足場が設置できないような場合には、それに替わる墜落防止用のネットを設け、親綱を張って労働者にフルハーネス型墜落制止用器具等を使用させるなどの措置を確実に講じる必要があります。

建設業においては、年度末の工事完成に向けて慌ただしい時期となることもあり、現場責任者が現場を離れていたり、安全確認や手すり等の墜落防止対策の点検等も疎かになることもあり得ます。

例年2月を「建設業無災害運動月間」と位置付けて、各種労働災害防止の取り組みが展開されております。

皆さまの事業場におかれましてもゼロ災達成に向けて、積極的に取組を行っていただきますようお願い申し上げます。

令和5年3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュールについて

鹿児島労働局訓練室

大学、短期大学と高等専門学校の新規大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールについて、ハローワークでの学卒求人の取扱い等は以下のとおりです。（令和3年度と同様）

学生向け民間就職情報サイトを利用する場合も、併せてハローワークへ求人申込み・公開することによって、広く学生へ情報を発信することができます。インターネットからの手続きもできますので、ハローワークへの求人申込みをご検討ください。

また、意欲・能力のある有望な若者を採用するチャンスですので、少なくとも卒業後3年以内の既卒者は「新卒枠」での応募受付をしていただきますようお願いいたします。

【求人の受理】 令和4年2月1日以降

【広 報 活 動】 令和4年3月1日以降

【求人の公開】 令和4年4月1日以降

【採用・選考活動】 令和4年6月1日以降

- 求人公開後であっても5月31日以前には採用選考活動を行わないようご注意ください。
- 就職・採用スケジュールや募集に関することは、お近くのハローワークまたは鹿児島労働局訓練室までお問い合わせください。
- インターネットを利用したハローワークへの求人申込み方法は、お近くのハローワークへお問い合わせいただくか、「ハローワークインターネットサービス」ホームページをご確認ください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和3年11月分】

県内有効求人倍率 1.30倍（前月比0.01P減）

全国平均有効求人倍率 1.15倍（前月と同じ水準）

県内正社員有効求人倍率 1.12倍（前年同月比0.18P増）

全国正社員有効求人倍率 0.93倍（前年同月比0.10P増）

※ 新型コロナの感染者数が落ちついているため、社会経済活動の再開が進んでいます。しかしながら、雇用失業情勢は、コロナの感染者数の増減に影響を受けやすいことから、引き続き、社会防衛的な雇用維持施策を維持するとともに、今後の動向を注視しつつ、経済再生に向けた労働市場施策へと軸を移しながらの施策展開に努めてまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用助成金】 ※令和3年12月21日改正

●新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース

●新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働需要が減退する分野が生じる一方で、新たな労働需要が創出される分野も期待されることから、労働者が新たな職種に対応できるようになるまでの事業主の負担を軽減しつつ、異なる分野への労働移動の推進を図ることを目的とした制度です。

〈対象労働者の要件〉

次の全要件を満たした上で、ハローワーク等の職業紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ①紹介日において、離職している
- ②紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和3年12月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和3年		令和2年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	2,086	21	1,885	14	201	7
1 製造業	351	2	353	2	-2	0
1 食料品製造業	189		194		-5	
4 木材・木製品製造業	25		19		6	
9 窯業土石製品製造業	18		17		1	
11～12 金属製品製造業	21		26	1	-5	-1
13～15 機械機具製造業	38	1	42		-4	1
上記以外の製造業	60	1	55	1	5	
2 鉱業	2	1	3	0	-1	1
3 建設業	277	4	279	3	-2	1
1 土木工事業	109	3	100	2	9	1
2 建築工事業	119		145	1	-26	-1
3 その他の建設業	49	1	34		15	1
4 運輸交通業	215	2	199	2	16	0
1 鉄道・航空機業	10		7		3	
2 道路旅客運送業	18		12		6	
3 道路貨物運送業	185	2	180	2	5	
4 その他の運輸交通業	2		0		2	
5 貨物取扱業	12	0	12	0	0	0
1 陸上貨物取扱業	3		5		-2	
2 港湾運送業	9		7		2	
6 農林業	92	5	95	2	-3	3
1 農業	42	2	50		-8	2
2 林業	50	3	45	2	5	1
7 畜産・水産業	104	1	91	1	13	0
8 商業	256	2	247	3	9	-1
1 卸売業	32	1	39		-7	1
2 小売業	201	1	174	3	27	-2
3 理美容業	4		4			
4 その他の商業	19		30		-11	
9 金融・広告業	22	0	17	0	5	0
11 通信業	20	0	31	0	-11	0
12 教育・研究業	29	0	14	0	15	0
13 保健衛生業	452	0	302	0	150	0
1 医療保健業	224		129		95	
2 社会福祉施設	221		166		55	
3 その他の保健衛生業	7		7		0	
14 接客娯楽業	110	0	96	0	14	0
1 旅館業	22		23		-1	
2 飲食店	56		41		15	
3 その他の接客娯楽業	32		32			
上記以外の事業	144	4	146	1	-2	3
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	79	4	68		11	4
16 官公署			2		-2	
17 その他の事業	65		76	1	-11	-1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	188	2	185	2	3	0
第三次産業（8～17）	1033	6	853	4	180	2

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。

令和3年度 鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和3年度の労働災害防止研修会を下記により開催致します。

令和3年の本県における労働災害は、昨年同様多くの方が被災されており更なる災害防止の取り組みが必要です。

事業者におかれましては、令和4年度労働災害防止計画の参考となれば幸いです。

年度末の時期ではありますが、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお詳細な案内・申込み等は、本誌1月号に掲載しております。

また、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止又は延期する場合がありますのでご了承下さい。

日 時：令和4年2月24日（木）13：30～

場 所：鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂（鹿児島市城山町）

参加費：無料

対象者：事業所の事業者、労働安全衛生担当者、職長等 業種は問いません。

内 容：最近の安全衛生行政について、効果的なヒューマンエラー対策を考える等の講演

はじめてみませんか？ 労働保険料の納付は口座振替が便利です！

鹿児島労働局労働保険徴収室

口座振替のメリット

- ① 労働保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間と待ち時間が解消されます。

（口座振替手続き後は、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。）

- ② 納付の忘れと遅れで延滞金が課される心配がありません。

- ③ 手数料はかかりません。

- ④ 保険料引き落としに最大**約2か月のゆとり**ができます。

納期	第1期（全期）	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日

* 保険料を延納している場合には第1期、第2期、第3期での分割で引き落としされます。

* 振替日が金融機関休業日の場合は翌日以降の最初の金融機関の営業日となります。

ハガキでのお知らせ

○口座振替日の約3週間前に引き落とし内容をお知らせします。口座振替納付後も引き落とし結果をお知らせします。

ぜひ、この機会に労働保険料の口座振替をご活用ください。

お手続き方法

1 口座振替依頼書入手

○労働局や労働基準監督署の窓口

○厚生労働省のホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替

検 索



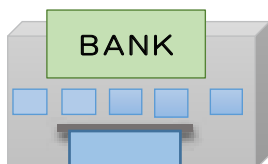
ダウンロードする場合は3枚目まで印刷してください。

*様式は「法人・個人事業主用」を選んでください。

*労働保険番号を複数お持ちの場合は全ての番号についてご提出ください。

2 口座を開設している金融機関の窓口へ提出

○記載した口座振替依頼書は3枚とも金融機関の窓口へ提出してください。



一部の金融機関(ゆうちょ銀行、ネットバンク等)では取扱いがない場合がございます。

*取扱対象の金融機関については厚生労働省ホームページをご覧ください。

令和4年度第1期（全期）の

口座振替申込手続き（金融機関窓口提出締切日）は

令和4年2月25日までです。

お問い合わせ先

鹿児島労働局 労働保険徴収室 TEL：099-223-8276

中小企業事業主の皆さまへ 令和3年12月21日改正

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、
労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる
中小企業事業主（※）を支援します！

New !

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります！

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

① 機器等導入助成

支給要件

- 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。
- テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、**助成対象となる取組**を1つ以上行うこと。
- 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は
 - ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする

支給額

支給対象経費の**30%**

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

② 目標達成助成

支給要件

- 評価期間後12か月間の離職率が、計画提出前12か月間の離職率以下であること。
- 評価期間後12か月間の離職率が30%以下であること。
- 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から12か月を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

支給額

支給対象経費の**20%〈35%〉**

※以下のいずれか低い方の金額が上限額
・100万円 又は
・20万円×対象労働者数

※〈〉内は生産性要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用

New !

※ 以下の**テレワーク用サービス利用料**も助成対象となります！

- リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
- 仮想デスクトップサービス
- クラウドPBXサービス
- web会議等に用いるコミュニケーションサービス
- ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス

- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

お問い合わせ先 鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者の労働災害が増加しています

安全衛生教育が理解されるように配慮していますか

「やさしい日本語」でコミュニケーションをとっていますか

安全衛生教育に母国語教材を使用していますか

外国語対応ができる教習機関はご存じですか

外国人労働者の健康診断を確実にを行っていますか

母国語で受診できる医療機関を確認していますか

外国人労働者が理解できる安全標識を使用していますか

外国人労働者の労働災害発生時の手続きはご承知ですか



外国人労働者の安全衛生管理のポイントを知りたい

費用
無料

外国人在留支援センター **安全衛生班** が
事業主さまを無料でご支援いたします

支援内容

電話相談・窓口相談・メール相談・事業場訪問支援

詳しくはホームページをご覧ください。▶ <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



外国人在留支援センター
Foreign Residents Support Center

F R E S C
安全衛生班

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー 13階
東京労働局外国人特別相談・支援室内

TEL フリーダイヤル  **0120-816703**
ナビダイヤル  **0570-011000**

厚生労働省委託 外国人労働者安全管理支援事業

外国人労働者の安全衛生管理に関するご相談をお寄せください!!

外国人在留支援センター 安全衛生班

厚生労働省委託事業 公益社団法人東京労働基準協会連合会（東基連）受託

外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施が求められています。

一方で、外国人労働者を雇用する事業者についても、外国人労働者の安全衛生管理について不慣れであり、外国人労働者の安全衛生管理に係る相談体制を確保する等により、事業者による安全衛生管理を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要です。

そこで、外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人在留支援センター内に開設しました。外国人労働者を雇用する事業者の方からの安全衛生管理に関する各種お悩み相談をお受けします。どうぞご利用ください。

ご利用案内

相談日時

平日 午前9時～午後5時
土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

電話相談

電話番号 フリーダイヤル  0120-816703
ナビダイヤル  0570-011000

相談窓口

所在地 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー 13階
外国人在留支援センター（FRESC）
東京労働局外国人特別相談・支援室内

アクセス

- JR中央線・総武線 四ツ谷駅 徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩3分
- 東京メトロ南北線 四ツ谷駅 徒歩1分



通訳者（英語又は中国語）を配置しています。対応日はあらかじめ電話でご確認ください。

メールによるご相談

ホームページの相談メール申込フォームによりお寄せください。

ご相談事例

- 外国人労働者向け安全衛生教育用の資料・教材を紹介してほしい。
- 外国人労働者が受講できる技能講習を実施している教習機関を教えてください。
- 外国人労働者の労働災害が発生したときの手続きを確認したい。

専門家による訪問支援

安全衛生の専門家が事業場を訪問して、外国人労働者に対する安全衛生管理の状況、問題点をチェックして改善方法についてアドバイスします。ホームページからお申込みください。

リモート（Zoom、Teams オンライン）面談も可能です。

詳しくは東基連ホームページをご覧ください。▶ <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



費用
無料

費用
無料

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンター からのご案内

～がん、糖尿病などの疾病を抱える労働者が、病気の治療と仕事を両立するために～

治療と仕事の両立を
サポートします！

病気になった従業員から、治療をしながら仕事をしたいと相談されましたが、職場での支援の取組方法がわかりません。



先日、がんと診断されました。治療をしながら仕事をしたいと思っていますが、進め方がよくわかりません。



さんぽセンターでは、「がん」などの疾病を抱える労働者が就労を継続するために、専門スタッフ（**両立支援促進員**など）による相談対応、支援を行っています。
（相談・支援費用は無料です。まずはお気軽にお問合せください。）

◆ 両立支援（出張）相談窓口での相談対応

がんなどの疾病を抱える労働者（患者）、事業者、人事労務担当者、産業医、保健師等の産業保健スタッフ等からの両立支援に関する相談に対応します。

★ 治療と仕事の両立支援（出張）相談窓口 ☆

鹿児島医療センター がん相談支援センター

【相談日時】 毎月第1・3火曜日 10:00～13:00 〈TEL〉099-223-1151

鹿児島大学病院 地域医療連携センター【要事前予約】

【相談日時】 毎月第3木曜日 10:00～12:00 〈TEL〉099-275-6862

鹿児島市立病院 がん相談支援センター

【相談日時】 毎月第4木曜日 10:00～12:00 〈TEL〉099-230-7000

済生会川内病院 がん相談支援センター

【相談日時】 毎月第2木曜日 10:00～12:00 〈TEL〉0996-23-5221

川内市医師会立市民病院 患者サポートセンター【要事前予約】

【相談日時】 毎月第4木曜日 13:00～15:00 〈TEL〉0996-22-1111

鹿児島産業保健総合支援センター

【相談日時】 平日 8:30～17:15 〈TEL〉099-252-8002



◆ 事業場への個別訪問支援

両立支援のための職場体制づくり、休暇制度、勤務制度の整備など職務環境整備や両立支援の進め方等について助言を行います。

また、管理監督者や労働者等に対し、両立支援についての教育、研修なども行います。

◆ 事業者・労働者（患者）・医療機関との個別調整支援

両立支援を望む労働者（患者）に対して、治療を行う医療機関との連絡調整、事業場が必要とする手続きや書類を作成・確認するなどの支援を行います。

詳しくはHPをご覧ください▶▶▶

鹿児島産保 両立支援

検索



【問い合わせ先】



独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター（☎099-252-8002）

令和4年度



協会シンボルマーク

労働安全衛生法に基づく
各種免許試験案内(学科)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター
〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号
TEL 0942-43-3381
https://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

令和4年4月から令和5年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。なお、◆印の試験は令和3年6月より4時間を通して(休憩なし)の試験となりました。

1 学科試験日時 試験開始時刻15分前から試験の説明をしますので、それまでに試験室にお入りください。

試験の種類	上期日程						下期日程						試験開始時刻	試験終了時刻
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特級ボイラー技士							27						10:00	16:10
◆一級ボイラー技士			8			7				10		7	12:30	16:30
二級ボイラー技士	12	10	16	13	2	21	6	24	14	6	8・16		13:30	16:30
☆特別ボイラー溶接士					29					26			13:30	16:00
☆普通ボイラー溶接士					29					26			13:30	16:00
ボイラー整備士			15								3		13:30	16:00
☆運 転 ・ デ リ ック 士	限定なし	5	11	22		30	15	12		7	25	8	13:30	16:00
	クレーン限定	5	11	1・22	5	30	15	12	29	7	25	9	8	
	床上運転式限定	5						12					13:30	16:00
	限定免許解除試験							12					13:30	【注】
☆移動式クレーン運転士		13		7	23			2		20		14	13:30	16:00
☆揚貨装置運転士	14												13:30	16:00
発破技士			7						6				13:30	15:30
ガス溶接作業主任者			7						6				13:30	16:30
林業架線作業主任者									6				13:30	16:30
第一種衛生管理者	6・21	12・25	9・21	6・21	3・18	6・20	7・26	1・16	4・13	11・27	10・20	9・16	13:30	16:30
第二種衛生管理者	6・21	12・25	9・21	6・21	3・18	6・20	7・26	1・16	4・13	11・27	10・20	9・16		
◆高圧室内作業主任者		18											12:30	16:30
◆エックス線作業主任者		17				13		15		24			12:30	16:30
◆ガンマ線透過写真撮影作業主任者		18											12:30	16:30
◆潜水士	19			20		27					13		12:30	16:30

- (注)1. 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。
 2. ☆印は学科試験合格後に実技試験があります。(詳しくは別途作成の「実技試験案内」をお読みください。)
 3. 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っておりません。また参考書等も取扱っておりません。
 4. 12月4日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。
 【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験、床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。

◎ 令和4年度における地区出張特別試験について（令和4年4月以降順次公表いたします。）
 北九州、宮崎、鹿児島、長崎、大分、熊本、宮古島、沖縄本島、佐賀の各地区で実施する予定です。
 受付方法(場所)等が異なりますので、受験を希望される方は各地区の労働基準協会等、又は当センターで、別途作成の「出張特別試験案内」をお読みください。なお、当センターホームページからでもダウンロードすることができます。

作業環境測定士試験予定日：令和4年8月24・25日、令和5年2月14日（二種のみ）
 労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日：令和4年10月18日
 ※詳しくは別途作成の試験案内をお読みください。

令和4年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表

（注）表中の教習所及びオロシティーは講習実施会場、その他は講習実施地域です。

（公社）鹿児島県労働基準協会

講習名		令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	
	車両系建設機械運転（解体用）		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所
	フォークリフト運転	教習所	教習所 教習所	鹿屋	教習所	教習所 教習所		教習所	教習所 教習所		教習所 教習所	教習所	
	不整地運搬車運転		鹿屋				教習所				教習所		
	小型移動式クレーン運転	教習所	教習所		鹿屋 薩摩川内 教習所	教習所	岩川	教習所	教習所		教習所		教習所
	床上操作式クレーン運転	教習所	教習所		教習所	教習所		教習所		教習所	教習所	教習所	
	玉掛け	教習所	教習所 鹿屋	教習所 教習所		教習所 種子島	横川 教習所 薩摩川内	教習所 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	薩摩川内	教習所	教習所		教習所		教習所	
	ガス溶接			教習所			教習所			教習所			教習所
	有機溶剤作業主任者			オロシティー		オロシティー		オロシティー		オロシティー		教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシティー		オロシティー	オロシティー	オロシティー		奄美	オロシティー	オロシティー		オロシティー
	石綿作業主任者			オロシティー			オロシティー		奄美		教習所		
	乾燥設備作業主任者							オロシティー					
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者						教習所						
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所		教習所				教習所		教習所		教習所	
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地等）	教習所							教習所				教習所
	ローラー運転				教習所				教習所				
	クレーン運転		教習所		教習所	教習所		教習所	教習所		教習所		教習所
	アーク溶接等	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
	研削といし（自由研削用）		教習所			教習所		教習所		教習所		教習所	
	巻上げ機運転	教習所			教習所					教習所			
	低圧電気取扱業務			教習所			教習所			教習所			教習所
	酸素欠乏・硫化水素危険作業		教習所										
	粉じん作業					教習所							
	フルハーネス型墜落制止用器具		教習所	教習所			教習所		教習所				教習所
養成講習	安全衛生推進者			オロシティー				教習所				教習所	
	衛生推進者					オロシティー				オロシティー			
その他教育	安全管理者選任時研修			教習所			教習所				教習所		
	職長教育	教習所		教習所		教習所		教習所		教習所			教習所
準備講習	第1種衛生管理者準備講習		オロシティー										
	第2種衛生管理者準備講習			オロシティー									

※教習所（鹿児島教習所：鹿児島市七ツ島1-6-2 電話 099-261-6298）

※オロシティー（鹿児島総合卸商業団地協同組合：鹿児島市卸本町6-12 電話 099-260-2111）

令和4年3月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技 能 講 習	小型移動式クレーン運転	3/7～3/9	2/7～2/10	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円
	車両系建設機械運転 (解体用)	3/11	2/7～2/10	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等） 技能講習修了者
	玉 掛 け	3/14～3/16	2/14～2/18	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円
	特 定 化 学 物 質 及 び 四アルキル鉛等作業主任者	3/17～3/18	2/14～2/18	会員 13,080円 一般 14,080円
	ガ ス 溶 接	3/22～3/23	2/21～2/25	会員 9,180円 一般 9,680円
特 別 教 育	ク レ ー ン 運 転	3/7～3/8	2/7～2/10	会員 17,080円 一般 20,380円
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	3/14	2/14～2/18	会員 11,220円 一般 12,320円
	低 圧 電 気 取 扱	3/15～3/16	2/14～2/18	会員 16,170円 一般 19,470円
そ の 他	職 長 教 育	3/22～3/23	2/21～2/25	会員 12,980円 一般 16,280円

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。
 3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。

安全衛生教育促進運動 展開中

実施期間 令和3年12月1日～令和4年4月30日

主 唱 中央労働災害防止協会

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～年度始めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～